

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の改正案について

## 1. 背景

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 47 号、平成 20 年 5 月 30 日公布）が平成 20 年 5 月に公布され、平成 21 年 4 月（一部平成 22 年 4 月）に施行されることに伴い、一定の規模の建築物を届出義務等の対象に追加等することから、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令」について所要の改正を行う。

## 2. 改正概要

### **(1) 法第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令**

#### **①届出に際する添付図書の明確化**

届出書と併せて提出する図書を、外壁、窓等の省エネ措置の内容を表示した各階平面図及び断面図、空気調和設備等に係る省エネ措置の内容を表示した機器表、系統図及び各階平面図とする。

#### **②届出等に係る様式の合理化等**

届出様式について、各様式の記入項目の合理化を図る。また、定期報告様式について、記入項目の合理化を図るとともに、建築物の維持保全の状況に係る確認項目を明確化する。

#### **③第一種特定建築物及び第二種特定建築物に係る届出及び定期報告の規定の改正**

平成 22 年 4 月より、第一種特定建築物及び第二種特定建築物が設けられることに伴い、所要の改正を行う。

### **(2) 立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令**

住宅事業建築主等も立入検査の対象となるため、身分証に記載する立入検査の根拠条文を改正する。

## 3. スケジュール

公布：平成 20 年 1 月（予定）

施行：平成 21 年 4 月 1 日（上記（1）③については、平成 22 年 4 月 1 日施行）